



平成 28 年 2 月 29 日

各 位

東京都江東区木場一丁目 5 番 25 号

サムシングホールディングス株式会社

代表取締役社長 前 俊 守

(コード番号 : 1408)

問合せ先 :

常務取締役管理本部長 笠 原 篤

(電話番号 : 03 - 5665 - 0840)

(<http://www.sthd.co.jp/>)

第 17 回定期株主総会における取締役、監査役、及び補欠監査役の選任議案に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役、監査役、及び補欠監査役を選任する件につき、下記の通り平成 28 年 3 月 25 日開催予定の当社第 17 回定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、ここにお知らせいたします。

なお、取締役、監査役、及び補欠監査役候補者につきましては、第 17 回定期株主総会において承認可決後、正式に就任の予定であります。

記

1. 取締役の選任について

取締役全員（4名）は、平成 28 年 3 月 25 日開催の第 17 回定期株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役重任及び新任取締役選任をお願いするものであります。

（1）重任取締役候補者

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名	現在の職責
前 俊守	代表取締役社長
笠原 篤	常務取締役
青木 宏	常務取締役
佐々木 隆	取締役

(2) 新任取締役候補者

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
高 橋 俊 裕 (昭和14年11月28 日)	<p>昭和39年4月 トヨタ自動車販売株式会社 入社</p> <p>平成6年9月 トヨタ自動車株式会社 取締役</p> <p>平成10年6月 同 常務取締役</p> <p>平成11年6月 東京トヨペット株式会社 代表取締役社長</p> <p>平成14年6月 トヨタアドミニスタ株式会社 代表取締役</p> <p>平成15年4月 日本郵政公社 副総裁</p> <p>平成19年3月 トヨタ車体株式会社 監査役</p> <p>株式会社トヨタユーワーク 取締役</p> <p>株式会社不二家 社外取締役（現任）</p> <p>平成22年3月 株式会社三越環境ビル管理（現株式会社アイム環境ビル管理）社外取締役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>株式会社不二家 社外取締役</p> <p>株式会社アイム環境ビル管理 社外取締役</p>	一 株

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
青 木 巍 (昭和42年9月2日)	<p>平成4年3月 株式会社フジタ入社</p> <p>平成9年12月 建設省外郭団体 財団法人民間都市推進機構出向</p> <p>平成12年4月 アセット・マネジャーズ株式会社（現いちごグループホールディングス株式会社）設立</p> <p>平成16年10月 アセット・マネジャーズ株式会社（現いちごグループホールディングス株式会社） 代表取締役社長兼CEO</p> <p>平成20年6月 アセット・マネジャーズ株式会社（現いちごグループホールディングス株式会社）顧問</p> <p>平成21年4月 キャピタル・アドバイザリー株式会社 代表取締役（現任）</p> <p>平成22年12月 株式会社ネクシーズ 社外監査役（現任）</p> <p>平成25年11月 公益財団法人日本オペラ振興会 理事（現任）</p> <p>平成26年7月 株式会社バルニバービ 社外監査役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>キャピタル・アドバイザリー株式会社 代表取締役</p> <p>株式会社ネクシーズ 社外監査役</p> <p>公益財団法人日本オペラ振興会 理事</p> <p>株式会社バルニバービ 社外監査役</p>	一 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者高橋俊裕氏及び青木巖氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 候補者佐々木隆氏、高橋俊裕氏及び青木巖氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役の選任理由
- ①佐々木隆氏につきましては住宅業界における経営の専門家として、今後も引き続き当社の経営に対する助言及び意見を頂きたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ②高橋俊裕氏につきましては経営管理部門での豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する助言及び意見を頂きたいためであります。
- ③青木巖氏につきましては経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する助言及び意見を頂きたいためであります。
5. 佐々木隆氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年4か月となります。
6. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- ①当社は、佐々木隆氏との間で社外取締役としての職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、5百万円または法令が定める額のいずれか高い額をもって当該損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
- ②高橋俊裕氏及び青木巖氏が取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度額になります。
7. 当社は、佐々木隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

2. 監査役及び補欠監査役の選任について

監査役荒木久忠氏は、平成28年3月25日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任監査役選任をお願いするものであります。

また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役選任をお願いするものであります。

(1) 新任監査役候補者

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
まつ 松 場 清 志 (昭和26年2月18日)	昭和48年3月 大和証券株式会社 入社 昭和54年5月 DBS大和セキュリティーズ・インターナショナル 副社長 平成元年6月 大和シンガポールリミテッド 代表取締役社長 平成11年6月 大和証券グループ本社 取締役 平成15年6月 大和証券SMBC株式会社欧州・中近東地域担当常務執行役員 大和証券SMBCヨーロッパリミテッド 会長 平成17年6月 エヌ・アイ・エフ・ベンチャーズ株式会社 専務取締役 平成20年6月 キャピタル・パートナーズ証券株式会社 取締役会長 平成22年4月 アジアコネクト株式会社 代表取締役会長（現任） 平成25年6月 ITbook株式会社 監査役 平成26年6月 ITbook株式会社 取締役（現任） [重要な兼職の状況] アジアコネクト株式会社 代表取締役会長 ITbook株式会社 取締役	一 株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 松場清志氏は、新任の監査役候補者であります。

3. 松場清志氏は、社外監査役候補者であります。

4. 松場清志氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

経営管理部門での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただきたいためであります。

5. 社外監査役候補者が、監査役に就任された場合に締結する責任限定契約の内容の概要是以下のとおりであります。

松場清志氏が監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(2) 棚欠監査役候補者

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
やま だ 山田 学 (昭和43年3月2日)	<p>平成13年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）</p> <p>平成19年12月 日本フォームサービス株式会社社外監査役（現任）</p> <p>平成21年5月 株式会社オフィチーナ（現株式会社アミーズキッチン）取締役</p> <p>平成24年8月 IBCパブリッシング株式会社社外監査役（現任） [重要な兼職の状況]</p> <p>日本フォームサービス株式会社 社外監査役</p> <p>IBCパブリッシング株式会社 社外監査役</p>	一 株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 山田学氏は、社外監査役候補者であります。

3. 山田学氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと期待できるためであります。

4. 社外監査役候補者が、監査役に就任された場合に締結する責任限定契約の内容の概要是以下のとおりであります。

山田学氏が監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

以上